

令和2年11月5日(木)

令和2年第3回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会

会 議 録

岸和田市貝塚市清掃施設組合

令和2年第3回岸和田市貝塚市 清掃施設組合議会定例会議事日程

〔 令和2年11月5日（木） 〕
午後1時30分 開 議 〕

- | | | |
|-----|---------|-------------------------------------|
| 第 1 | | 会期決定について |
| 第 2 | 認定第1号 | 令和元年度岸和田市貝塚市清掃施設組合決算認定を求める
について |
| 第 3 | 議案第11号 | 証人等の費用弁償に関する条例の制定について |
| 第 4 | 議案第12号 | 令和2年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算
(第1号) |
| 第 5 | 議会議案第1号 | 管理者の専決処分事項に関する条例の一部改正について |
| 第 6 | 議会議案第2号 | 岸和田市貝塚市清掃施設組合議会会議規則の一部改正につ
いて |

出席議員（14名）

1番	井	舍	英	生	2番	宇	野	真	悟
3番	岡	林	憲	二	4番	烏	野	隆	生
5番	来	原	佳	一	6番	中	井	良	介
7番	西	田	武	史	8番	米	田	貴	志
9番	牛	尾	治	朗	10番	川	岸	貞	利
11番	北	尾	修		12番	中	山	敏	数
13番	真	利	一	朗	14番	藪	内	留	治

欠席議員（なし）

出席議事説明員

管理者	永	野	耕	平	副管理者	藤	原	龍	男
事務局長	谷	藤	健		事務局次長	榎	崎	賀	代
総務課長	上	村	昌	生	環境技術課長	猪	口	昌	宏
基幹整備担当参事	太	田	健	一					

午後 1 時30分開会

○真利一朗議長

ただいまから令和2年第3回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

まず、議員出席状況を事務局から報告させます。

○事務局

議員出席状況につきましてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は14名でございます。

以上で報告を終わります。

○真利一朗議長

ただいまの報告のとおり、出席議員14名をもちまして会議は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

次に、本日の会議録署名者は、施設組合議会会議規則第101条の規定により、私から、6番、中井良介議員、7番、西田武史議員を指名いたします。

次に、本定例会における議事説明員は、お手元にご配付しておりますとおりでありますので、ご報告いたします。

これより日程に入ります。

日程第1、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日の1日といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○真利一朗議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は1日に決定いたしました。

次に、令和2年4月分から8月分までの5か月分の例月出納検査結果報告につきましては、先に議員各位にご送付いたしておりますとおりであります。

本件について質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

ないようですので、本報告を終わります。

次に、日程第2、認定第1号令和元年度岸和田

市貝塚市清掃施設組合決算認定を求めるについてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。永野耕平管理者。

○永野耕平管理者

ただいま上程の認定第1号令和元年度岸和田市貝塚市清掃施設組合決算認定を求めるにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和元年度一般会計の決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定により、監査委員の方々にその内容についてご審査をお願いしましたところ、慎重なご審査を賜り、このたび審査意見を付けて議会の認定に付した次第であります。

令和元年度一般会計では、歳入決算額41億1,219万2,607円に対しまして、歳出決算額が40億7,978万6,099円でありましたので、歳入歳出差引額が3,240万6,508円となりました。決算内容につきましては、決算書のほか実質収支に関する調書、決算事項別明細書、財産に関する調書を提出いたしておりますので、何とぞよろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

なお、決算の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、よろしく願います。

○真利一朗議長

次に、補足説明を求めます。谷藤事務局長。

○谷藤 健事務局長

それでは、認定第1号令和元年度岸和田市貝塚市清掃施設組合決算認定を求めるについての補足説明をさせていただきます。

決算書9ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書からご説明申し上げます。歳入総額41億1,219万2,607円に対しまして歳出総額40億7,978万6,099円で、歳入歳出差引額が3,240万6,508円となり、実質収支につきましても同額の3,240万6,508円でございます。

次に、歳入の詳細について、収入済額の欄を中心にご説明申し上げます。

決算書12、13ページをお願いいたします。

第1款第1項分担金第1目組合市分担金の収入

済額は23億8,025万3千円で、前年度と比べ3億4,392万1千円、12.6%の減少でございます。

両市の負担割合は、2割を均等割、8割を人口割で算出しておりますので、岸和田市64.984%、貝塚市35.016%となっております。

この結果、13ページ備考欄上から3行目、4行目に記載のとおり、岸和田市分担金が15億4,678万3,610円、貝塚市分担金が8億3,346万9,390円でございます。

次に、第2款使用料及び手数料の収入済額は2億7,316万8,080円で、前年度と比べ1,910万6,826円、6.5%の減少でございます。

第1項使用料第1目総務使用料で主なものは備考欄上から9行目、附属洗車場使用料128万円でございます。

次の第2項手数料第1目焼却手数料は廃棄物の焼却手数料で、2億7,134万6,850円、対前年度比1,909万4,106円、6.6%の減少でございます。

次に、第3款国庫支出金の収入済額は3億351万4千円でございます。

第1項第1目ごみ処理施設基幹的設備改良事業費補助金が1,005万円、第1項第2目災害復旧事業費補助金が、右ページ備考欄のとおり、前年度分の繰越明許分2億7,309万8千円、令和元年度追加申請分2,036万6千円を合わせまして、2億9,346万4千円でございます。

次に、第4款第1項第1目繰越金は、右ページ備考欄のとおり、前年度繰越明許分513万3千円を合わせまして、4,518万1,494円でございます。

次に、第5款諸収入第1項第1目雑入の収入済額は4億7,167万6,033円で、前年度と比べ2,394万5,255円、5.3%の増加でございます。その主なものは、右ページ備考欄の電力売払収入4億175万3,757円でございます。

次に、第6款組合債の収入済額は6億3,840万円で、前年度と比べ5億4,040万円の増加でございます。

第1項組合債第1目清掃施設整備事業債2億4,490万円、これは右ページ備考欄の大阪湾圏域

広域処理場整備委託事業債3,260万円、次の15ページ備考欄のごみ処理施設増設事業債1億8,710万円、ごみ処理施設基幹的整備改良事業債2,520万円でございます。

第2目廃棄物処理施設災害復旧事業債3億9,350万円は繰越明許分3億5,580万円、当年度分2,860万円と大阪湾圏域広域処理場災害復旧事業債910万円でございます。

以上、歳入合計が最下段の歳入合計41億1,219万2,607円で、前年度と比べ5億115万1,866円の増加でございます。

続きまして、歳出の詳細についてご説明申し上げます。決算書16、17ページをお願いいたします。

第1款第1項第1目議会費は、予算現額341万1千円に対し、支出済額240万7,006円でございます。

次に、第2款総務費は、予算現額23億8,637万9千円に対し、支出済額20億5,556万1,476円、不用額3億3,081万7,524円でございます。

第1項総務費は、予算現額2億1,986万3千円に対し、支出済額1億9,378万4,662円、不用額2,607万8,338円でございます。

第1目一般管理費の主なものは、事業区分欄、職員給与費1億7,715万5,472円でございます。

次に18ページ中ほど、第2目総務管理費の主なものは、事業区分欄、リサイクル啓発事務事業91万9,811円で、岸和田・貝塚3Rふれあいフェア開催などリサイクル啓発に関するもの、同じく事業区分欄、電算システム運用事業52万3,200円は機器賃借料・保守料等でございます。

最下段、第3目公平委員会費の支出済額6万4,960円、次の20ページ上段、第4目監査委員費16万9,700円は、それぞれ委員報酬と交通費及びそれぞれの事務費でございます。

次の第2項施設費は、予算現額21億6,651万6千円に対し、支出済額が18億6,177万6,814円、不用額が3億473万9,186円でございます。

第1目施設管理費は、事業区分欄、施設管理運営事業9億9,853万7,593円、これはクリーンセン

ターの運転管理に要する費用で、排ガス・排水の処理に必要な薬品類、設備の経年に伴い交換する消耗品でありますとか、電気・上下水道料金などの需用費、焼却灰の運搬などの通信運搬費等の役務費、運転管理や焼却灰処分などの委託料でございます。

事業区分欄、次の大阪湾圏域広域処理場整備事業4,543万4千円は、フェニックス事業に係る施設維持業務委託料でございます。今回は毎年度の負担に加えまして、平成9年度から平成29年度を対象とした事業費調整による追加負担及び災害復旧に係る負担がございました。

次のクリーンセンター維持補修事業7億7,799万6,221円は、主に施設維持に要する定期点検整備工事、排水処理設備定期点検整備工事等における工事請負費、工事に伴う原材料費でございます。

次に、22ページをお願いいたします。事業区分欄、旧清掃工場解体事業は未執行となっております。これは旧工場用地の一部活用のため土壌調査等を計画しておりましたが、多額な費用が必要となる可能性が出てまいりましたので、再検討を行うこととなりまして、その間、従来どおり大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4ただし書きの規定に基づき、継続して組合が管理することとしたため、今回は未執行となったものでございます。

次の基幹的設備改良事業3,980万9千円は、令和元年度から5か年の継続事業として実施しております基幹的設備改良工事の初年度執行分でございます。主なものは排ガス分析計更新工事でございます。

次に、ページ中ほど、第3款公債費は、予算現額13億5,485万円に対し、支出済額13億4,815万687円、不用額669万9,313円でございます。クリーンセンター建設に係るもののほか、ごみ処理施設更新増設、大阪湾圏域廃棄物埋立処分場に係るものなどの元金償還金及び利子でございます。

次の第4款第1項第1目予備費の充当はございません。

次に、第5款災害復旧費は予算現額6億8,059万3千円に対し、支出済額6億7,366万6,930円、不用額692万6,070円でございます。

事業区分欄、廃棄物処理施設災害復旧事業繰越明許分、その下、同じく令和元年度追加分それぞれの工事請負費でございます。

以上、歳出合計は24、25ページの歳出合計、予算現額44億2,823万3千円に対しまして、支出済額は40億7,978万6,099円、不用額は3億4,844万6,901円でございます。この不用額でございますけれども、これにつきましては主に決算書20ページになりますが、第2款総務費第2項施設費第1目施設管理費で生じております。

施設管理運営事業では、需用費3,933万1,268円、役務費2,004万6,911円、委託料4,124万1,129円の不用額でございます。これは、焼却灰や排ガスなどの排出基準を満たすための薬品類の使用量が抑制できたこと、また、燃料や焼却灰の運搬費などが入札により差金が生じたことなどによるものでございます。

次に、クリーンセンター維持補修事業では、需用費2,644万1,119円、工事請負費1億6,511万9,560円の不用額でございます。これは、平成30年台風21号による災害復旧事業を優先させるため、予定してございました設備・機器などの補修工事のうち延期可能なものは延期したというところによるもの、そして、入札差金や事業内容の見直しなどにより生じたものでございます。

台風21号による災害復旧につきましては、22ページの第5款第1項災害復旧費第1目廃棄物処理施設災害復旧費にありますように、執行額は6億7,366万6,930円でございます。これにつきましては補助金、起債などの財源がございます。しかし、延期いたしました機器・設備などの補修工事は一般財源の比率が高いことから、結果的に構成市からの分担金が減少しておるといふ事情もございました。

続きまして28、29ページ、財産に関する調書でございます。公有財産といたしまして、土地及び

建物でございます。年度中の増減はございませんので、土地14万2,337.09平方メートル、建物5万3,863.98平方メートルと、前年度とは変わりございません。

次に30ページ、重要物品調書でございます。取得価格が50万円以上の物品で、機械類が20台増となり、総数としては1,703台となっております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○真利一朗議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありますか。川岸議員。

○10番 川岸貞利議員

決算書23ページの旧清掃工場解体事業のところ、今、説明があったんですが、予算のときに全体の1万平方メートルのうち汚染の多いところ、少ないところ、ないところと3区分に分けて、少ないところの3千平方メートルの地質調査をするという説明を伺っているんですが、かなり多額の費用が要するという説明なんですが、もう少しその理由について詳しい説明をお願いしたいと思います。

○真利一朗議長

上村総務課長。

○上村昌生総務課長

お答えします。当初、平成30年4月から、先ほど川岸議員おっしゃられたとおり、一部でも活用できないかということで地歴調査も行い、先ほどのような汚染のおそれの少ないところ、多いところとか3つに区分して、ないところを活用できないかということで進めようと思っておりました。ただ、並行して大阪府の指導課のところとか、府の指導のOB、そういう活用をしている大阪市のほうも聞き取り等を行いまして状況を聞いておりますと、公の機関としては一部だけ調査するというよりは、やはり全部調査しないといけないという前提が出てきましたので、それによって汚染のおそれの多いところも調査しなければならないという状況が出てきました。

○真利一朗議長

川岸議員。

○10番 川岸貞利議員

前回の説明で一部、今、全体にしなければいけないというふうにおっしゃったんです。そのときに、予算のときも、全体をすれば2,600万円ぐらい要りますよという説明を受けているんですが、その分については金額的には変わらないということなんでしょうか。

○真利一朗議長

上村総務課長。

○上村昌生総務課長

調査自体に関しては、そのとき見積りを取った額とはほぼ変わらないと思いますので、おっしゃられるとおりでと思います。

○真利一朗議長

川岸議員。

○10番 川岸貞利議員

今の土地の活用なんですが、施設組合の中で少しでもやれるところをやって活用していこうというふうに思っておると思うんです。しかし、両市ともやはり循環型社会形成推進基本法の交付金なり補助金を受けて、設置コスト、ランニングコストをできるだけ安価でしていこうという思いがこれまでの説明であったと思うんです。ただ、この予算のときも申し上げたんですが、やはり必要な施設、あるいは目的をはっきりしたうえで、それまでは今の状態のまま置いておくのも一つかなと思うんですけれども、この辺の跡地利用の今後の方針について教えていただきたいと思います。

○真利一朗議長

答弁願います。上村課長。

○上村昌生総務課長

方針というか、事務的なレベルのお答えでよろしいでしょうか。政策レベルは我々は答える立場でないので、申し訳ございません。方針というか、当然法がありますので、法は守っていきたく思います。その中で例えば活用できるところがあるのかないのかで、今回旧工場に限ってですけども、

調べたところ、やっぱり全体を調査しないといけないということで、後で両市のほうの負担が大きくなるのしかかってくる可能性も出てくるというようなことがあれば、それはやはりちょっと止めて、今回ただし書きで管理をちゃんとすればおいておけるという形になっていますので、そういうふうな形でおいております。

ほかの跡地については、当然、法で縛りがありますので、同様に最終処分地などは粛々と管理していくという形になると考えられます。

○10番 川岸貞利議員

前にも申し上げたのですが、土壤汚染対策防止法とか廃掃法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）が対象になってくると思うのですが、まず目的がはっきりしてから事を進めたら良いのではないかと。そしてその間、たとえば覆土なり、アスファルト舗装なりして、汚染の影響がないような形のものというふうに申し上げたんですが、もう一つ確認なんです、法律に基づいた調査を全部調査しないといけないと。法律に基づいて、閉鎖してから何年以内に全体の土壤調査をやらないといけないのか、法的な部分についてちょっと勘違いしていたらあきませんので、その辺を教えてください。

○真利一朗議長

上村課長。

○上村昌生総務課長

お答えします。基本的には当然、施設を廃止したら調査しなければならないというのが前提にあるんですけども、先ほど局長からもご説明させていただいたように、大阪府生活環境の保全等に関する条例第81条の4のただし書きのところで、要は民間の人間が入れないようにちゃんと閉鎖した状態で管理すれば、調査は一時的に保留できるという形で今回まで来ているというのが現状でございます。

○真利一朗議長

川岸議員。

○10番 川岸貞利議員

私、今でも保留できるのであれば無理にしなくても、両市と組合とで協議して、目的がはっきりするまで今の状態のままでおくほうがいいのかと思うんです。仮に売却とか一方では考えられると思うのですが、廃掃法の関係で売り主の責任を問われる場合がありますので、売却なんかは考えておられないと思うんです。で、一つ目的として今まで公園とか都市公園の補助金とか、スラグの置場とかいろいろ考えたんですが、結局は交付金もなし、補助金もなしと、手詰まりの状態かなというふうに思うんです。だからもう検討会議は置きながらも、一旦留保をし続けるというように私は思っているんですが、その辺はいかがでしょうか。お伺いします。

○真利一朗議長

上村課長。

○上村昌生総務課長

川岸議員おっしゃられるとおり、現時点ではただし書の状態で保留せざるを得ない状態です。その中でももし別途、何か活用ができるのであればそれはするんですけども、今の答えとしては粛々と管理させてもらうというだけの状態でございます。

○真利一朗議長

川岸議員。

○10番 川岸貞利議員

それともう1点、予算のときに、なんで調査するんやと言ったときに、貝塚市の津田浄水場の深井戸が近くであるから、それに影響があつてはいけないから調査するんやというふうに答弁したんです。深井戸というのは、私の知っている限りはやっぱり久保の深井戸からかなり離れておって、当然、旧清掃工場についても、埋立地も含めて水質検査は義務的にやると思うんです。だから、そういう理由は当てはまらないと私は思っているんですが、確認でちょっと説明をお願いします。

○真利一朗議長

上村課長。

○上村昌生総務課長

お答えします。もしそのようなお答えをしたのであればちょっと誤解があるのかと思うんですけども、一応500メートル以内に先ほどおっしゃられたような深井戸とかがあったら、万が一そういうのがあれば我々が調査するのではなくて、その地域のある市がその深井戸の調査、汚染がないかという調査をしないといけないというのはあるんですが。

○10番 川岸貞利議員

もうこれで終わりにしておきます。

○真利一朗議長

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

質疑が終わったものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

本決算は、これを認定することに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○真利一朗議長

ご異議なしと認めます。よって、令和元年度決算は認定されました。

次に、日程第3、議案第11号証人等の費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。永野耕平管理者。

○永野耕平管理者

ただいま上程の議案第11号証人等の費用弁償に関する条例の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法その他の法令の規定に基づき、岸和田市貝塚市清掃施設組合の機関の請求により出頭した証人、関係人等の費用弁償に関する条例を制定しようとするものであります。

以上のとおりでありますので、何とぞよろしく

ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては事務局長に説明させていただきますので、よろしくようお願い申し上げます。

○真利一朗議長

次に、補足説明を求めます。谷藤事務局長。

○谷藤 健事務局長

それでは、議案第11号証人等の費用弁償に関する条例の制定についての補足説明をさせていただきます。

表題が令和2年第3回組合議会定例会議案となっており、本議案書の2ページをお願いいたします。

第1条は、先ほど管理者が説明いたしましたとおり、本条例の趣旨を定めるものでございます。

第2条は、費用弁償の対象者を第1項各号で定め、日当及び旅費については岸和田市に準ずるよう定めようとするものでございます。

なお、組合から給料または報酬を受ける者については対象から除外ということしております。

第3条は、委任といたしまして、条例の施行に関し必要な事項は管理者が定めることとしております。

最後に附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○真利一朗議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。

本件は原案のとおり可とすることに決しまして

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○真利一朗議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第12号令和2年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。永野耕平管理者。

○永野耕平管理者

ただいま上程の議案第12号令和2年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

まず、歳出につきまして、第5款諸支出金第1項還付金の8,736万2千円の追加補正は、平成30年9月の台風による建物被害に対する共済金が入金されたことにより、廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の精算が必要となったことから、追加計上しようとするものです。

これに対応する歳入といたしまして、第5款諸収入第1項雑入に入金された共済金を同額追加しようとするものです。

次に、第1款第1項分担金の6,040万円の減額、第6款第1項組合債に同額の追加補正は、令和2年度定期点検整備工事において、新たに起債対象となるものを二次起債として追加し、第1款分担金を同額減額しようとするものです。

その結果、歳入歳出それぞれ8,736万2千円を追加補正しようとするものであります。

以上のとおりでありますので、何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細につきましては事務局長に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○真利一朗議長

次に、補足説明を求めます。谷藤事務局長。

○谷藤 健事務局長

それでは私から、令和2年度一般会計補正予算

（第1号）につきまして補足説明をさせていただきます。議案書3ページ以降が補正予算書でございます。

まず、歳出からご説明いたします。議案書14、15ページをお願いいたします。

第2款総務費第2項施設費第1目施設管理費でございます。これにつきましては、予算額には変わりございませんが、今年度を実施しております定期点検整備工事において追加起債が可能となったことから、財源内訳を一般財源から地方債へ変更しようとするものでございます。これにつきましては、後ほど歳入の項目で説明させていただきます。

次に、第5款諸支出金第1項還付金第1目国庫支出金還付金に8,736万2千円の追加補正をしようとするものでございます。平成30年9月4日の台風21号により被害を受けましたクリーンセンター建物などに対する公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済災害共済金、いわゆる保険金が令和2年7月28日に入金されております。本組合では、既に国から廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金の交付を受けておりますので、共済金と重複して支給を受けることとなってございます。その重複分について補助金を返還する必要があることから、再度計算をしたところ、8,736万2千円の重複がありましたので、精算報告を行い、補助金を返還しようとするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。議案書12、13ページをお願いいたします。

中ほど、第5款諸収入第1項第1目雑入に8,736万2千円の追加補正で、これは先ほどご説明いたしました建物総合損害共済災害共済金を還付金の財源として歳出額と同額追加補正しようとするものでございます。

次に、上段でございます。第1款第1項分担金第1目組合費分担金に6,040万円の減額、一番下でございますけれども、第6款第1項組合債第1目清掃施設整備事業債に同額の追加補正をしよう

とするものであります。これは、現在実施しております定期点検整備工事におきまして、ウォールボックス部のインコネル肉盛り水管、あるいは乾燥ストーカの火格子、これの更新部分と、資源化系のアルミ選別機整備工事が新たに起債可能となりまして、二次起債申請をすることとなったことから、先ほどの財源内訳の変更のように地方債を6,040万円追加し、一般財源である分担金を同額減額しようとするものであります。

なお、歳入において組合債の増額補正をしようとすることから、議案書5ページ、第2条におきまして地方債の補正、そして議案書8ページにおきまして地方債限度額の変更について記載してございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○真利一朗議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○真利一朗議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第5、議会議案第1号管理者の専決処分事項に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。1番、井舎英生議員。

○1番 井舎英生議員

ただいま上程の議会議案第1号管理者の専決処分事項に関する条例の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法の改正により、本条例中に準用している同法第243条の2が、第243条の2の2に条ずれしたことによる改正を行います。

また、今後同様に上位法令の条項ずれのみで規定を整理する場合には、管理者が専決処分でき修正できるように、第2号の次に「法令の改正又は廃止に伴い、岸和田市貝塚市清掃施設組合の条例中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定を整理するための関係規定を改正すること。」を加える改正をしようとするものであります。

以上のとおりご提案いたしますので、何とぞよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○真利一朗議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

討論なしと認めます。

これより議会議案第1号を採決いたします。本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○真利一朗議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第6、議会議案第2号岸和田市貝塚市清掃施設組合議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。1番、井舎英生議員。

○1番 井舎英生議員

ただいま上程の議会議案第2号岸和田市貝塚市清掃施設組合議会会議規則の一部改正について、提案理由をご説明申し上げます。

地方自治法の改正により、本条例中に準用している同法第115条の2に「公聴会及び参考人」の規定が新設されましたので、本規則に公聴会及び参考人の規定を追加し、条ずれを改正するとともに、規則中の字句などの整理を行おうとするものであります。

なお、改正内容の詳細につきましては、議会議案参考資料2ページの新旧対照表をご参照ください。

以上のとおりご提案いたしますので、何とぞよろしくご審議の上、ご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○真利一朗議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

討論なしと認めます。

これより議会議案第2号を採決いたします。本件は原案のとおり可とすることに決しましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○真利一朗議長

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了いたしました。

各案件につきまして慎重にご審議賜り、厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、令和2年第3回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を閉会いたします。

午後2時10分閉会

上記会議録の正確なるを証するためここに署名する。

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会 議 長 真 利 一 朗	
同 議 員 中 井 良 介	
同 議 員 西 田 武 史	

令和2年第3回組合議会定例会議案

議案番号	件名
認定第1号	令和元年度岸和田市貝塚市清掃施設組合決算認定を求めるについて
議案第11号	証人等の費用弁償に関する条例の制定について
議案第12号	令和2年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算(第1号)

認定第 1 号

令和元年度岸和田市貝塚市清掃施設組合決算認定を求めるについて

令和元年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計の決算は、別紙のとおり監査委員の審査を経たので、地方自治法第 233 条第 3 項の規定により議会の認定を求める。

令和 2 年 11 月 5 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合
管理者 永野 耕平

令和元年度

岸和田市貝塚市清掃施設組合決算書

目 次

一般会計歳入歳出決算書	-----	1
実質収支に関する調書	-----	7
歳入歳出決算事項別明細書	-----	11
財産に関する調書	-----	27

一般会計歳入歳出決算書

令和元年度一般会計歳入歳出決算書

歳 入

款	項	予 算 現 額	調 定 額
1. 分担金		2,961,553,000	2,380,253,000
	1. 分担金	2,961,553,000	2,380,253,000
2. 使用料及び手数料		255,532,000	273,168,080
	1. 使用料	1,834,000	1,821,230
	2. 手数料	253,698,000	271,346,850
3. 国庫支出金		142,151,000	303,514,000
	1. 国庫補助金	142,151,000	303,514,000
4. 繰越金		5,134,000	45,181,494
	1. 繰越金	5,134,000	45,181,494
5. 諸収入		247,963,000	471,676,033
	1. 雑入	247,963,000	471,676,033
6. 組合債		815,900,000	638,400,000
	1. 組合債	815,900,000	638,400,000
歳 入 合 計		4,428,233,000	4,112,192,607

(単位：円)

収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	予 算 現 額 と 収 入 済 額 と の 比 較
2,380,253,000	0	0	△581,300,000
2,380,253,000	0	0	△581,300,000
273,168,080	0	0	17,636,080
1,821,230	0	0	△12,770
271,346,850	0	0	17,648,850
303,514,000	0	0	161,363,000
303,514,000	0	0	161,363,000
45,181,494	0	0	40,047,494
45,181,494	0	0	40,047,494
471,676,033	0	0	223,713,033
471,676,033	0	0	223,713,033
638,400,000	0	0	△177,500,000
638,400,000	0	0	△177,500,000
4,112,192,607	0	0	△316,040,393

歳 出

款	項	予 算 現 額
1. 議会費		3,411,000
	1. 議会費	3,411,000
2. 総務費		2,386,379,000
	1. 総務費	219,863,000
	2. 施設費	2,166,516,000
3. 公債費		1,354,850,000
	1. 公債費	1,354,850,000
4. 予備費		3,000,000
	1. 予備費	3,000,000
5. 災害復旧費		680,593,000
	1. 災害復旧費	680,593,000
歳 出 合 計		4,428,233,000

歳入歳出差引残額

32,406,508 円

(単位：円)

支 出 済 額	翌 年 度 繰 越 額	不 用 額	予 算 現 額 と 支 出 済 額 と の 比 較
2,407,006	0	1,003,994	1,003,994
2,407,006	0	1,003,994	1,003,994
2,055,561,476	0	330,817,524	330,817,524
193,784,662	0	26,078,338	26,078,338
1,861,776,814	0	304,739,186	304,739,186
1,348,150,687	0	6,699,313	6,699,313
1,348,150,687	0	6,699,313	6,699,313
0	0	3,000,000	3,000,000
0	0	3,000,000	3,000,000
673,666,930	0	6,926,070	6,926,070
673,666,930	0	6,926,070	6,926,070
4,079,786,099	0	348,446,901	348,446,901

令和2年11月5日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管理者 永野 耕平

実 質 収 支 に 関 す る 調 書

実質収支に関する調書

(単位:円)

区 分		金 額	
1.	歳 入 総 額	4,112,192,607	
2.	歳 出 総 額	4,079,786,099	
3.	歳 入 歳 出 差 引 額	32,406,508	
4.	翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源	(1) 継 続 費 遞 次 繰 越 額	0
		(2) 繰 越 明 許 費 繰 越 額	0
		(3) 事 故 繰 越 し 繰 越 額	0
		計	0
5.	実 質 収 支 額	32,406,508	
6.	実質収支額のうち地方自治法第233条 の2の規定による基金繰入額	0	

歲入歲出決算事項別明細書

歳入

令和元年度一般会計歳入歳出決算事項別明細書

(款) 分担金

(項) 分担金

款 項 目	予 算				現 額	
	当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越財源 充当額	計	節	
					区 分	金 額
1. 分担金	2,977,253,000	△15,700,000	0	2,961,553,000		
1. 分担金	2,977,253,000	△15,700,000	0	2,961,553,000		
1. 組合市分担金	2,977,253,000	△15,700,000	0	2,961,553,000	1. 組合市分担金	2,961,553,000
2. 使用料及び手数料	255,611,000	△79,000	0	255,532,000		
1. 使用料	1,834,000	0	0	1,834,000		
1. 総務使用料	1,834,000	0	0	1,834,000	1. 土地使用料	541,000
					2. 施設使用料	1,293,000
2. 手数料	253,777,000	△79,000	0	253,698,000		
1. 焼却手数料	253,777,000	△79,000	0	253,698,000	1. 廃棄物手数料	253,698,000
3. 国庫支出金	10,050,000	12,593,000	119,508,000	142,151,000		
1. 国庫補助金	10,050,000	12,593,000	119,508,000	142,151,000		
1. ごみ処理施設基 幹の設備改良事 業費国庫補助金	10,050,000	0	0	10,050,000	1. ごみ処理施設基 幹の設備改良事 業費補助金	10,050,000
2. 災害復旧事業費 国庫補助金	0	12,593,000	119,508,000	132,101,000	1. 廃棄物処理施設 災害復旧費補助 金	132,101,000
4. 繰越金	1,000	0	5,133,000	5,134,000		
1. 繰越金	1,000	0	5,133,000	5,134,000		
1. 繰越金	1,000	0	5,133,000	5,134,000	1. 繰越金	5,134,000
5. 諸収入	247,764,000	199,000	0	247,963,000		
1. 雑入	247,764,000	199,000	0	247,963,000		
1. 雑入	247,764,000	199,000	0	247,963,000	1. 雑入	247,963,000
6. 組合債	247,800,000	59,200,000	508,900,000	815,900,000		
1. 組合債	247,800,000	59,200,000	508,900,000	815,900,000		
1. 清掃施設整備事 業債	247,800,000	11,300,000	0	259,100,000	1. 清掃施設整備事 業債	259,100,000

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不納欠損額	収入未済額	備 考
2,380,253,000	2,380,253,000	0	0	
2,380,253,000	2,380,253,000	0	0	
2,380,253,000	2,380,253,000	0	0	岸和田市分担金 1,546,783,610
2,380,253,000	2,380,253,000	0	0	貝塚市分担金 833,469,390
273,168,080	273,168,080	0	0	
1,821,230	1,821,230	0	0	
1,821,230	1,821,230	0	0	
541,230	541,230	0	0	電柱埋設地等使用料 541,230
1,280,000	1,280,000	0	0	附属洗車場使用料 1,280,000
271,346,850	271,346,850	0	0	
271,346,850	271,346,850	0	0	
271,346,850	271,346,850	0	0	廃棄物処分手数料 271,346,850
303,514,000	303,514,000	0	0	
303,514,000	303,514,000	0	0	
10,050,000	10,050,000	0	0	
10,050,000	10,050,000	0	0	ごみ処理施設基幹的設備改良事業費補助金 10,050,000
293,464,000	293,464,000	0	0	
293,464,000	293,464,000	0	0	廃棄物処理施設災害復旧費補助金（繰越明許分） 273,098,000 廃棄物処理施設災害復旧費補助金 20,366,000
45,181,494	45,181,494	0	0	
45,181,494	45,181,494	0	0	
45,181,494	45,181,494	0	0	
45,181,494	45,181,494	0	0	前年度繰越金 40,048,494 前年度繰越金（繰越明許分） 5,133,000
471,676,033	471,676,033	0	0	
471,676,033	471,676,033	0	0	
471,676,033	471,676,033	0	0	
471,676,033	471,676,033	0	0	金属類等売払収入 45,900,814 電力売払収入 401,753,757 ペットボトル売払収入 23,012,062 その他雑収入 1,009,400
638,400,000	638,400,000	0	0	
638,400,000	638,400,000	0	0	
244,900,000	244,900,000	0	0	
244,900,000	244,900,000	0	0	大阪湾圏域広域処理場(フェニックス計画)整備委託事業債 32,600,000

(款) 組合債
(項) 組合債

款 項 目	予 算				現 額	
	当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越財源 充当額	計	節	
					区 分	金 額
2. 廃棄物処理施設 災害復旧事業債	0	47,900,000	508,900,000	556,800,000		
					1. 廃棄物処理施設 災害復旧事業債	556,800,000
歳 入 合 計	3,738,479,000	56,213,000	633,541,000	4,428,233,000		

(単位：円)

調 定 額	収 入 済 額	不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	備 考
				ごみ処理施設増設事業債 187,100,000 ごみ処理施設基幹的設備改良事業債 25,200,000
393,500,000	393,500,000	0	0	
393,500,000	393,500,000	0	0	廃棄物処理施設災害復旧事業債（繰越明許分） 355,800,000 廃棄物処理施設災害復旧事業債 28,600,000 大阪湾圏域広域処理場災害復旧事業債 9,100,000
4,112,192,607	4,112,192,607	0	0	

歳出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

(目) 1. 議会費

款 項 目	予 算 現 額					事業区分	
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	予備費支出及び流用増減	計	節	
						区 分	金 額
1. 議会費	3,411,000	0	0	0	3,411,000		
1. 議会費	3,411,000	0	0	0	3,411,000		
1. 議会費	3,411,000	0	0	0	3,411,000		
						00000001	2,446,000
						議員報酬等	
						1. 報酬	1,716,000
						3. 職員手当等	730,000
						00000002	965,000
						組合議会運営事業	
						9. 旅費	601,500
						10. 交際費	49,396
						11. 需用費	130,000
						12. 役務費	140,604
						14. 使用料及び賃借料	38,500
						18. 備品購入費	5,000
2. 総務費	2,377,218,000	9,161,000	0	0	2,386,379,000		
1. 総務費	219,863,000	0	0	0	219,863,000		
1. 一般管理費	216,904,000	0	0	0	216,904,000		
						00000003	197,133,000
						職員給与費	
						1. 報酬	300,000
						2. 給料	87,985,000
						3. 職員手当等	74,778,000
						4. 共済費	34,046,000
						19. 負担金補助及び交付金	24,000
						00000004	19,771,000
						清掃組合管理事務事業	
						7. 賃金	1,895,000

(単位：円)

支出済額	翌年度 繰越額	不用額	備 考
2,407,006	0	1,003,994	
2,407,006	0	1,003,994	
2,407,006	0	1,003,994	
2,175,290	0	270,710	
1,700,000	0	16,000	議員報酬 1,700,000
475,290	0	254,710	議員期末手当 475,290
231,716	0	733,284	
0	0	601,500	
3,030	0	46,366	交際費 3,030
102,702	0	27,298	食糧費 1,944 印刷製本費 100,758
87,484	0	53,120	通信運搬費 604 筆耕翻訳料 86,880
38,500	0	0	使用料及び賃借料 38,500
0	0	5,000	
2,055,561,476	0	330,817,524	
193,784,662	0	26,078,338	
192,106,991	0	24,797,009	
177,155,472	0	19,977,528	
300,000	0	0	特別職報酬 300,000
79,146,294	0	8,838,706	一般職給 79,146,294
67,930,454	0	6,847,546	扶養手当 3,682,000 管理職手当 4,224,000 地域手当 5,303,695 住居手当 1,506,000 嘱託手当 9,646,800 超過勤務手当 2,761,011 特殊勤務手当 135,400 通勤手当 3,018,520 期末勤勉手当 35,733,302 児童手当 1,480,000 退職手当 439,726
29,754,724	0	4,291,276	健康保険組合負担金 617,709 職員共済組合等負担金 28,658,677 公務災害補償負担金 478,338
24,000	0	0	負担金 24,000
14,951,519	0	4,819,481	
1,002,100	0	892,900	臨時雇 1,002,100

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務費

(目) 1. 一般管理費

款 項 目	予 算 現 額					事業区分	
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	予備費支出及び流用増減	計	節	
						区 分	金 額
						8. 報償費	8,000
						9. 旅費	744,000
						10. 交際費	50,000
						11. 需用費	3,111,000
						12. 役務費	6,330,000
						13. 委託料	2,853,000
						14. 使用料及び賃借料	2,766,000
						18. 備品購入費	1,088,000
						19. 負担金補助及び交付金	926,000
2. 総務管理費	2,642,000	0	0	0	2,642,000		
						00000008 リサイクル啓発事務事業	1,626,000
						11. 需用費	484,000
						13. 委託料	1,022,000
						16. 原材料費	40,000
						18. 備品購入費	20,000
						19. 負担金補助及び交付金	60,000
						00000009 情報公開・個人情報保護事務事業	382,000
						1. 報酬	54,000
						9. 旅費	20,000
						13. 委託料	308,000
						00000010 電算システム運用事業	634,000
						13. 委託料	110,000
						14. 使用料及び賃借料	524,000
3. 公平委員会費	73,000	0	0	0	73,000		

(単位：円)

支出済額	翌年度 繰越額	不用額	備 考
6,070	0	1,930	報償費 6,070
228,000	0	516,000	費用弁償 4,440 普通旅費 223,560
0	0	50,000	
2,288,309	0	822,691	消耗品費 556,948 燃料費 330,869 食糧費 3,784 印刷製本費 941,249 光熱水費 191,459 修繕料 264,000
5,631,957	0	698,043	通信運搬費 1,456,709 手数料 460,833 保険料 3,714,415
2,549,103	0	303,897	その他の委託料 2,549,103
2,037,321	0	728,679	その他の使用料及び賃借料 2,037,321
379,080	0	708,920	庁用器具費 379,080
829,579	0	96,421	負担金 529,579 補助金 300,000
1,443,011	0	1,198,989	
919,811	0	706,189	
318,312	0	165,688	消耗品費 251,460 印刷製本費 66,852
592,958	0	429,042	その他の委託料 592,958
0	0	40,000	
8,541	0	11,459	図書購入費 8,541
0	0	60,000	
0	0	382,000	
0	0	54,000	
0	0	20,000	
0	0	308,000	
523,200	0	110,800	
0	0	110,000	
523,200	0	800	その他の使用料及び賃借料 523,200
64,960	0	8,040	

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務費

(目) 3. 公平委員会費

款 項 目	予 算 現 額					事業区分	
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	予備費支出及び流用増減	計	節	
						区 分	金 額
						00000011 委員報酬	63,000
						1. 報酬	63,000
						00000012 公平委員会事業	10,000
						9. 旅費	10,000
4. 監査委員費	244,000	0	0	0	244,000		
						00000013 委員報酬	144,000
						1. 報酬	144,000
						00000014 監査事務事業	100,000
						9. 旅費	10,000
						11. 需用費	90,000
2. 施設費	2,157,355,000	9,161,000	0	0	2,166,516,000		
1. 施設管理費	2,157,355,000	9,161,000	0	0	2,166,516,000		
						00000015 施設管理運営事業	1,100,292,000
						8. 報償費	171,000
						9. 旅費	30,000
						11. 需用費	242,299,094
						12. 役務費	42,044,000
						13. 委託料	812,758,000
						16. 原材料費	1,000,000
						18. 備品購入費	1,608,000
						19. 負担金補助及び交付金	60,906
						27. 公課費	321,000
						00000016 大阪湾圏域広域処理場整備事業	45,983,000
						13. 委託料	45,983,000
						00000017 クリーンセンター維持補修事業	973,912,000

(単位：円)

支出済額	翌年度 繰越額	不用額	備 考
63,000	0	0	
63,000	0	0	委員報酬 63,000
1,960	0	8,040	
1,960	0	8,040	費用弁償 1,960
169,700	0	74,300	
140,000	0	4,000	
140,000	0	4,000	委員報酬 140,000
29,700	0	70,300	
0	0	10,000	
29,700	0	60,300	印刷製本費 29,700
1,861,776,814	0	304,739,186	
1,861,776,814	0	304,739,186	
998,537,593	0	101,754,407	
0	0	171,000	
0	0	30,000	
202,967,826	0	39,331,268	消耗品費 129,501,827 燃料費 10,338,961 印刷製本費 47,920 光熱水費 63,079,118
21,997,089	0	20,046,911	通信運搬費 21,035,228 手数料 926,421 保険料 35,440
771,516,871	0	41,241,129	その他の委託料 4,620,000 施設維持業務委託料 766,896,871
867,279	0	132,721	原材料費 867,279
807,622	0	800,378	庁用器具費 112,254 機械器具費 687,960 図書購入費 7,408
60,906	0	0	負担金 60,906
320,000	0	1,000	公課費 320,000
45,434,000	0	549,000	
45,434,000	0	549,000	その他の委託料 36,273,000 災害復旧事業委託料 9,161,000
777,996,221	0	195,915,779	

(款) 2. 総務費

(項) 2. 施設費

(目) 1. 施設管理費

款 項 目	予 算 現 額					事業区分	
	当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費繰越額	予備費支出及び流用増減	計	節	
						区 分	金 額
						11. 需用費	87,560,000
						15. 工事請負費	737,128,000
						16. 原材料費	149,224,000
						00000018 旧清掃工場解体事業	5,709,000
						13. 委託料	5,709,000
						00000019 基幹の設備改良事業	40,620,000
						13. 委託料	620,000
						15. 工事請負費	40,000,000
3. 公債費	1,354,850,000	0	0	0	1,354,850,000		
1. 公債費	1,354,850,000	0	0	0	1,354,850,000		
1. 元金	1,307,910,000	0	0	0	1,307,910,000		
						00000022 長期債元金償還事業	1,307,910,000
						23. 償還金利息及び割引料	1,307,910,000
2. 利子	46,940,000	0	0	0	46,940,000		
						00000023 長期債利子償還事業	46,940,000
						23. 償還金利息及び割引料	46,940,000
4. 予備費	3,000,000	0	0	0	3,000,000		
1. 予備費	3,000,000	0	0	0	3,000,000		
1. 予備費	3,000,000	0	0	0	3,000,000		
						00000024 予備費	3,000,000
5. 災害復旧費	0	47,052,000	633,541,000	0	680,593,000		
1. 災害復旧費	0	47,052,000	633,541,000	0	680,593,000		
1. 廃棄物処理施設災害復旧費	0	47,052,000	633,541,000	0	680,593,000		
						00000027 廃棄物処理施設災害復旧事業(繰越明許)	633,541,000
						15. 工事請負費	633,541,000
						00000028 廃棄物処理施設災害復旧事業	47,052,000
						15. 工事請負費	47,052,000

(単位：円)

支出済額	翌年度 繰越額	不用額	備 考
61,118,881	0	26,441,119	修繕料 61,118,881
572,008,440	0	165,119,560	工事費 572,008,440
144,868,900	0	4,355,100	原材料費 144,868,900
0	0	5,709,000	
0	0	5,709,000	
39,809,000	0	811,000	
605,000	0	15,000	その他の委託料 605,000
39,204,000	0	796,000	工事費 39,204,000
1,348,150,687	0	6,699,313	
1,348,150,687	0	6,699,313	
1,307,909,170	0	830	
1,307,909,170	0	830	
1,307,909,170	0	830	償還金 1,307,909,170
40,241,517	0	6,698,483	
40,241,517	0	6,698,483	
40,241,517	0	6,698,483	利子及び割引料 40,241,517
0	0	3,000,000	
0	0	3,000,000	
0	0	3,000,000	
0	0	3,000,000	
673,666,930	0	6,926,070	
673,666,930	0	6,926,070	
673,666,930	0	6,926,070	
629,040,430	0	4,500,570	
629,040,430	0	4,500,570	工事費 629,040,430
44,626,500	0	2,425,500	
44,626,500	0	2,425,500	工事費 44,626,500

款 項 目	予 算 現 額					事業区分	
	当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越額	予 備 費 支 出 及 び 流 用 増 減	計	節	
						区 分	金 額
歳 出 合 計	3,738,479,000	56,213,000	633,541,000	0	4,428,233,000		

(単位：円)

支出済額	翌年度 繰越額	不用額	備 考
4,079,786,099	0	348,446,901	

財 産 に 関 す る 調 書

1. 公用財産

(1) 土地及び建物

区 分		土 地(地 積)			建	
					木 造	
		前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高
行 政 財 産	岸和田市貝塚市 クリーンセンター	89,999.00 m ²	m ²	89,999.00 m ²	m ²	m ²
	旧 清 掃 工 場	10,834.66		10,834.66		
	小湊川側進入道路	935.38		935.38		
	久保側進入道路	1,277.05		1,277.05		
	埋 立 用 地	39,291.00		39,291.00		
合 計		142,337.09		142,337.09		

物						
(延面積)	非 木 造 (延面積)			延 面 積 計		
決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高	前年度末 現在高	決算年度中 増減高	決算年度末 現在高
m ²	m ² 53,799.98	m ²	m ² 53,799.98	m ² 53,799.98	m ²	m ² 53,799.98
	64.00		64.00	64.00		64.00
	53,863.98		53,863.98	53,863.98		53,863.98

2.重要物品調書

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
机・卓子類	6台	0台	6台
いす類	3	0	3
箱類	1	0	1
事務用機械器具類	12	0	12
計器類	35	0	35
機械類	1,567	20	1,587
工具類	22	0	22
車両類	12	0	12
標本模型類	10	0	10
雑具類	15	0	15
合計	1,683	20	1,703

令和元年度

岸和田市貝塚市清掃施設組合
決算審査意見書

岸和田市貝塚市清掃施設組合監査委員

目 次

第1	審査の対象	-----	1
第2	審査の期間	-----	1
第3	審査の方法	-----	1
第4	審査の結果	-----	1
第5	総括意見	-----	1
第6	審査の概況	-----	3
1	一般会計	-----	3
	(1)決算状況	-----	3
	(2)歳入	-----	4
	(3)歳出	-----	8
2	財産	-----	12
	(1)公有財産	-----	12
	(2)重要物品	-----	13

注記

- 1 千円単位で表示した金額は百円単位を四捨五入した。そのため差額又は合計金額が一致しない場合がある。
- 2 比率(%)は、小数点第2位を四捨五入した。そのため小計又は合計が内訳と一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は次のとおりである。
 - 「0.0」----- 該当数値はあるが単位未満のもの
 - 「－」----- 該当数値がないもの
 - 「△」----- マイナスのもの

令和元年度 岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計歳入歳出決算審査意見

第1 審査の対象

令和元年度 岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計歳入歳出決算

第2 審査の期間

令和2年7月27日から令和2年9月30日まで

第3 審査の方法

審査に当たっては、一般会計歳入歳出決算書、実質収支に関する調書、歳入歳出決算事項別明細書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して作成されているか、また、これらの書類の計数は関係諸帳簿、証書類と一致しているかを照査したほか、必要に応じ関係職員の説明を聴取して審査した。

第4 審査の結果

審査に付された一般会計歳入歳出決算書及び関係書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、関係諸帳簿と符合し、その計数は正確であり、予算の執行についてもおおむね適正に運用されているものと認められた。

なお、一般会計の概要及び意見については、以下に述べるとおりである。

第5 総括意見

令和元年度の一般会計決算額は、歳入 4,112,192,607 円(対前年度比 13.9%増)、歳出 4,079,786,099 円(同 14.4%増)で、歳入歳出差引額の形式収支及び実質収支は 32,406,508 円となっている。

歳入の増減をみると、前年度に比べ、国庫支出金で 288,301 千円(1895.1%)、繰越金で 11,533 千円(34.3%)、諸収入で 23,945 千円(5.3%)、組合債で 540,400 千円(551.4%)増加し、分担金で 343,921 千円(12.6%)、使用料及び手数料で 19,107 千円(6.5%)減少している。

歳出においては、総務費で 216,493 千円(11.8%)、災害復旧費で 673,667 千円(皆増)増加し、議会費で 340 千円(12.4%)、公債費で 375,892 千円(21.8%)の減少となっている。

このように決算規模については、前年度に比べ増加となっているが、これは主に平成30年の台風21号によるクリーンセンター施設被害への災害復旧費が繰り越されたことによるものである。

性質別歳出決算状況については、投資的経費で 829,851 千円(576.0%)、その他経費で 57,918 千円(3.8%)増加し、義務的経費で 373,842 千円(19.7%)減少している。この結果、歳出に占める割合は、義務的経費 37.4%、投資的経費 23.9%、その他経費 38.7%となっている。

当年度は、岸和田市貝塚市クリーンセンターが本格的に稼動を開始してから 13 年目にあたるが、クリーンセンター建設にかかる起債の償還額がピーク(平成 23 年度)を過ぎたものの、依然として 13 億円を超えており、歳出全体の約 3 割を占める状況にある。この起債償還額については令和 4 年度までは、毎年度 3～4 億円漸減していく見込みである。

また、歳入の中で自主財源についてみると、使用料及び手数料において前年度比 19,107 千円(6.5%)減少している。また、諸収入では、ペットボトル売払金において前年度比 4,230 千円(22.5%)、電力売払収入において前年度比 34,474 千円(9.4%)と増加しているが、金属類等売払収入において前年度比 14,717 千円(24.3%)減少となっている。これらは社会経済情勢の変化にも大きく左右されるが、情報収集・分析や創意工夫により、今後も安定した財源を確保することが重要である。

なお、自主財源の一つであり、長年の懸案であった廃棄物処分手数料について、令和 2 年度からの改定が決定されたことは、評価するものである。

一方、歳出についてみると、役務費において前年度比 16,258 千円(37.0%)、需用費が前年度比 15,075 千円(5.3%)減少し、工事請負費で前年度比 855,922 千円(199.5%)、委託料で前年度比 33,701 千円(4.3%)増加している。

今後においては、施設の経年に伴いごみ焼却炉を中心として、部材等の消耗・劣化が進んでいくことは必然であり、経費の増嵩は避けられない状況にあると考えられる。したがって施設の長寿命化のための運営維持経費が必要であり、とりわけ基幹的設備改良工事や大規模改修工事に要する事業費の大幅な増加が見込まれる。

さらに、前述の台風による災害復旧工事は全て完了したものの、令和元年度に着手予定であった大規模改修工事が遅れており、改修個所の拡大等の影響が懸念される所である。

そこで、組合においては、クリーンセンターの安全で安定した運営を堅持しつつ、「最少の経費で最大の効果」の実現に向けて、歳出抑制への積極的な取り組みや、起債等の活用による歳出の平準化などに一層尽力されるとともに、自主財源の堅実な確保に引き続き努められたい。

また、各方面に関わる課題については、構成両市と協議を進めながら、廃棄物処理事業の安心・安全かつ円滑な遂行に十分配慮され、快適な市民生活のための環境保持に寄与されるよう切に望むものである。

第6 審査の概況

1 一般会計

(1) 決算状況

歳入歳出予算現額	4,428,233,000 円
歳入決算額	4,112,192,607 円
歳出決算額	4,079,786,099 円
歳入歳出差引残額	32,406,508 円

当年度の決算状況は、予算現額 4,428,233 千円に対し、歳入 4,112,193 千円(対前年度比 13.9%増)、歳出 4,079,786 千円(同 14.4%増)で、歳入歳出差引額の形式収支及び実質収支は 32,407 千円で、単年度収支は 7,642 千円減少となっている。

過去 5 年間における決算状況は、次表のとおりである。

(単位：円)

区分 年度	決 算 額		形式収支	翌年度へ繰越 すべき財源(D)	実質収支 (C) - (D)	単年度収支 (当該年度実質収支 - 前年度実質収支)
	歳入 (A)	歳出 (B)	(A) - (B) = (C)			
元	4,112,192,607	4,079,786,099	32,406,508		32,406,508	△7,641,986
30	3,611,040,741	3,565,859,247	45,181,494	5,133,000	40,048,494	6,400,437
29	3,844,390,086	3,810,742,029	33,648,057	0	33,648,057	2,948,117
28	4,175,653,157	4,144,953,217	30,699,940	0	30,699,940	△27,710,791
27	4,187,674,681	4,129,263,950	58,410,731	0	58,410,731	△153,930,957

(2)歳入

	元年度	30年度
予算現額	4,428,233,000円	4,558,593,000円
調定額	4,112,192,607円	3,611,040,741円
収入済額	4,112,192,607円	3,611,040,741円
不納欠損額	0円	0円
収入未済額	0円	0円

当年度の歳入は、予算現額 4,428,233 千円に対し、調定額、収入済額ともに 4,112,193 千円となり、前年度に比べ 501,152 千円(13.9%)増加している。

増加したものは、国庫支出金で 288,301 千円(1,895.1%)、繰越金で 11,533 千円(34.3%)、組合債で 540,400 千円(551.4%)である。

減少したものは、分担金で 343,921 千円(12.6%)、使用料及び手数料で 19,107 千円(6.5%)である。

財源別では、自主財源は 3,170,279 千円(構成比 77.1%)で、前年度に比べ 327,549 千円(9.4%)減少し、依存財源は 941,914 千円(構成比 22.9%)で、こちらは、前年度に比べ 828,701 千円(732.0%)増加している。

款別歳入決算状況については、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区分 款別	元年度			収入率		構成 比率	30年度	構成 比率
	予算現額	調定額	収入済額	予算現額 に対する	調定額 に対する		収入済額	
分担金	2,961,553,000	2,380,253,000	2,380,253,000	80.4	100.0	57.9	2,724,174,000	75.5
使用料及び 手数料	255,532,000	273,168,080	273,168,080	106.9	100.0	6.6	292,274,906	8.1
国庫 支出金	142,151,000	303,514,000	303,514,000	213.5	100.0	7.4	15,213,000	0.4
繰越金	5,134,000	45,181,494	45,181,494	880.0	100.0	1.1	33,648,057	0.9
諸収入	247,963,000	471,676,033	471,676,033	190.2	100.0	11.5	447,730,778	12.4
組合債	815,900,000	638,400,000	638,400,000	78.2	100.0	15.5	98,000,000	2.7
計	4,428,233,000	4,112,192,607	4,112,192,607	92.9	100.0	100.0	3,611,040,741	100.0

各款別について決算内容は、以下のとおりである。

第1款 分担金

(単位：円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	対予算 増減額	収入率
元	2,961,553,000	2,380,253,000	2,380,253,000	0	0	△581,300,000	100.0
30	3,190,174,000	2,724,174,000	2,724,174,000	0	0	△466,000,000	100.0
増減	△228,621,000	△343,921,000	△343,921,000	0	0	△115,300,000	

予算現額2,961,553千円に対し、調定額、収入済額ともに2,380,253千円となり、前年度に比べ343,921千円(12.6%)減少している。

収入済額の内訳は、岸和田市分担金1,546,784千円、貝塚市分担金833,469千円であり、予算現額に対し、581,300千円の減額となっているが、これは、工事請負費をはじめ運営経費の抑制によるものや、平成30年の台風21号の被災により予定していた建物大規模改修工事が延期されたことなどによるものである。

第2款 使用料及び手数料

(単位：円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	対予算 増減額	収入率
元	255,532,000	273,168,080	273,168,080	0	0	17,636,080	100.0
30	245,778,000	292,274,906	292,274,906	0	0	46,496,906	100.0
増減	9,754,000	△19,106,826	△19,106,826	0	0	△28,860,826	

予算現額255,532千円に対し、調定額、収入済額ともに273,168千円となり、前年度に比べ19,107千円(6.5%)減少している。

収入済額の内訳は、使用料1,821千円、手数料271,347千円である。

第3款 国庫支出金

(単位：円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	対予算 増減額	収入率
元	142,151,000	303,514,000	303,514,000	0	0	161,363,000	100.0
30	124,597,000	15,213,000	15,213,000	0	0	△109,384,000	100.0
増減	17,554,000	288,301,000	288,301,000	0	0	270,747,000	

国庫支出金については、予算現額142,151千円に対し、収入済額が303,514千円となっている。国庫支出金の内訳は、平成30年9月の台風21号の被害によるクリーンセンター災害復旧費用に対する国庫支出金が293,464千円、基幹的設備改良事業の工事及び工事監理費用に対する国庫支出金が10,050千円である。

第4款 繰越金

(単位：円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	対予算 増減額	収入率
元	5,134,000	45,181,494	45,181,494	0	0	40,047,494	100.0
30	1,000	33,648,057	33,648,057	0	0	33,647,057	100.0
増減	5,133,000	11,533,437	11,533,437	0	0	6,400,437	

予算現額5,134千円に対し、調定額、収入済額ともに45,181千円となり、前年度に比べ11,533千円(34.3%)増加している。

第5款 諸収入

(単位：円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	対予算 増減額	収入率
元	247,963,000	471,676,033	471,676,033	0	0	223,713,033	100.0
30	250,943,000	447,730,778	447,730,778	0	0	196,787,778	100.0
増減	△2,980,000	23,945,255	23,945,255	0	0	26,925,255	

予算現額 247,963 千円に対し、調定額、収入済額ともに 471,676 千円となり、前年度に比べ 23,945 千円(5.3%)増加している。

収入済額の内訳としては、ペットボトル売払収入 23,012 千円、電力売払収入 401,754 千円、金属類等売払収入 405,901 千円である。

第6款 組合債

(単位：円、%)

区分 年度	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入 未済額	対予算 増減額	収入率
元	815,900,000	638,400,000	638,400,000	0	0	△177,500,000	100.0
30	747,100,000	98,000,000	98,000,000	0	0	△649,100,000	100.0
増減	68,800,000	540,400,000	540,400,000	0	0	471,600,000	

予算現額 815,900 千円に対し、調定額、収入済額ともに、638,400 千円となり、前年度に比べ 540,400 千円(551.4%)増加している。

収入済額の内訳としては、最終処分地施設整備事業債 32,600 千円、ごみ処理施設増設事業債 187,100 千円、ごみ処理施設基幹的設備改良事業債 25,200 千円、災害復旧事業債 393,500 千円である。

(3) 歳 出

	元年度	30年度
予 算 現 額	4,428,233,000 円	4,558,593,000 円
支 出 済 額	4,079,786,099 円	3,565,859,247 円
翌年度繰越額	0 円	633,541,000 円
不 用 額	348,446,901 円	359,192,753 円

当年度の歳出は、予算現額4,428,233千円に対し、支出済額は4,079,786千円(執行率92.1%)となり、前年度に比べ513,927千円(14.4%)増加している。

不用額348,447千円の内訳は、主に総務費における330,818千円である。

支出済額を款別にみると、議会費2,407千円(構成比0.1%)、総務費2,055,561千円(同50.4%)、公債費1,348,151千円(同33.0%)、災害復旧費673,667千円(同16.5%)である。前年度に比べ総務費で216,493千円(11.8%)の増加に対し、議会費で340千円(12.4%)、公債費で375,892千円(21.8%)の減少となっている。また、災害復旧費が673,667千円(皆増)となっている。

節別に前年度と比較してみると、主に委託料33,701千円(4.3%)、工事請負費855,922千円(199.5%)、原材料費30,049千円(26.0%)の増加に対し、需用費15,075千円(5.3%)、役務費16,258千円(37.0%)、償還金利子及び割引料375,892千円(21.8%)の減少となっている。

目的別歳出決算状況については、次表のとおりである。

(単位：円、%)

区分 款別	元 年 度				30 年 度	支出済額 増 減	支出済額 構成比率	
	予 算 現 額	支 出 済 額	執行率	翌年度 繰越額	支 出 済 額		元 年 度	30 年 度
議会費	3,411,000	2,407,006	70.6	—	2,747,464	△340,458	0.1	0.1
総務費	2,386,379,000	2,055,561,476	86.1	—	1,839,068,934	216,492,542	50.4	51.6
公債費	1,354,850,000	1,348,150,687	99.5	—	1,724,042,849	△375,892,162	33.0	48.3
予備費	3,000,000	0	0	—	0	0	0	0
災 害 復 旧 費	680,593,000	673,666,930	99.0	—	0	673,666,930	16.5	—
計	4,428,233,000	4,079,786,099	92.1	—	3,565,859,247	513,926,852	100.0	100.0

性質別歳出決算状況については、次表のとおりである。

(単位：千円、%)

区 分	元 年 度		30 年 度		増減額	増減率	
	決 算 額	構 成 比	決 算 額	構 成 比			
義務的経費	人 件 費	178,054	4.4	175,774	4.9	2,280	1.3
	扶 助 費	1,480	0.0	1,710	0.1	△230	△13.5
	公 債 費	1,348,151	33.0	1,724,043	48.4	△375,892	△21.8
	計	1,527,685	37.4	1,901,527	53.4	△373,842	△19.7
投資的経費	普通建設事業費	286,691	7.0	139,517	3.9	147,174	105.5
	災害復旧事業費	687,228	16.9	4,551	0.1	682,677	15,000.6
	計	973,919	23.9	144,068	4.0	829,851	576.0
その他経費	物 件 費	1,070,480	26.3	1,021,587	28.6	48,893	4.8
	維持補修費	502,736	12.3	493,876	13.9	8,860	1.8
	補 助 費 等	4,966	0.1	4,801	0.1	165	3.4
	計	1,578,182	38.7	1,520,264	42.6	57,918	3.8
歳出合計		4,079,786	100.0	3,565,859	100.0	513,927	14.4

義務的経費は、1,527,685千円で、前年度に比べ373,842千円(19.7%)減少している。

これは、主に公債費で375,892千円(21.8%)減少したためである。

投資的経費は、973,919千円で前年度に比べ829,851千円(576.0%)増加している。

これは、令和元年度に繰越された平成30年度の台風21号による災害復旧事業費682,677千円(皆増)によるものである。

その他の経費は、1,578,182千円で、前年度に比べ57,918千円(3.8%)増加している。

これは、主に物件費で48,893千円(4.8%)増加したことによるものである。

各目的別について決算内容は、以下のとおりである。

第1款 議会費

(単位：円、%)

区分 年度	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	執行率
元	3,411,000	2,407,006	0	1,003,994	70.6
30	4,090,000	2,747,464	0	1,342,536	67.2
増減	△679,000	△340,458	0	△338,542	

予算現額3,411千円に対し、支出済額は2,407千円(執行率70.6%)となり、前年度に比べ340千円(12.4%)減少している。

第2款 総務費

(単位：円、%)

区分 年度	予 算 現 額	支 出 済 額	翌年度繰越額	不 用 額	執行率
元	2,386,379,000	2,055,561,476	0	330,817,524	86.1
30	2,191,802,000	1,839,068,934	0	352,733,066	83.9
増減	194,577,000	216,492,542	0	△21,915,542	

予算現額2,386,379千円に対し、支出済額は2,055,561千円(執行率86.1%)となり、前年度に比べ216,493千円(11.8%)増加している。

これは、主に委託料、工事請負費、原材料費の増加に伴うものである。

支出済額の主なものは、需用費266,723千円(構成比13.0%)、委託料820,698千円(同39.9%)、工事請負費611,212千円(同29.7%)である。

第3款 公債費

(単位：円、%)

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
元	1,354,850,000	1,348,150,687	0	6,699,313	99.5
30	1,726,160,000	1,724,042,849	0	2,117,151	99.9
増減	△371,310,000	△375,892,162	0	4,582,162	

予算現額 1,354,850 千円に対し、支出済額は 1,348,151 千円(執行率 99.5%)となり、前年度に比べ 375,892 千円(21.8%)減少している。

支出済額の内訳は、元金 1,307,909 千円(構成比 97.0%)、利子 40,242 千円(同 3.0%)である。

組合債の前年度末未償還額は 3,373,197 千円で、当年度は 638,400 千円を借入れ、1,307,909 千円を償還した結果、当年度末未償還額は 2,703,688 千円となっている。

第4款 予備費

当初予算額 3,000 千円であるが、充用額はない。

第5款 災害復旧費

(単位：円、%)

区分 年度	予算現額	支出済額	翌年度繰越額	不用額	執行率
元	680,593,000	673,666,930	0	6,926,070	99.0
30	633,541,000	0	633,541,000	0	0
増減	47,052,000	673,666,930	△633,541,000	6,926,070	

予算現額 680,593 千円に対し、支出済額は 673,667 千円(執行率 99.0%)となっている。

これは、主に平成 30 年 9 月の台風 21 号によるクリーンセンター施設被害箇所
の修繕を当年度に繰り越したことによるものである。

2 財 産

(1)公有財産

ア 土 地

(単位：㎡)

区分 年度	行政財産	普通財産	計
元	142,337.09	0	142,337.09
30	142,337.09	0	142,337.09
増減	0	0	0

前年度末と同様で増減はない。

イ 建 物

(単位：㎡)

区分 年度	行政財産	普通財産	計
元	53,863.98	0	53,863.98
30	53,863.98	0	53,863.98
増減	0	0	0

前年度末と同様で増減はない。

(2)重要物品

決算年度末の現在高は、次表のとおりである。

(単位：台)

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
机・卓子類	6	0	6
いす類	3	0	3
箱類	1	0	1
事務用機械器具類	12	0	12
計器類	35	0	35
機械類	1,567	20	1,587
工具類	22	0	22
車両類	12	0	12
標本模型類	10	0	10
雑具類	15	0	15
計	1,683	20	1,703

取得価格 50 万円以上の重要物品の当年度末現在高は 1,703 台である。

議案第 11 号

証人等の費用弁償に関する条例の制定について

証人等の費用弁償に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年 11 月5日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合

管理者 永 野 耕 平

証人等の費用弁償に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）その他の法令の規定に基づき、岸和田市貝塚市清掃施設組合の機関の請求により、出頭した証人、関係人等（以下「証人等」という。）の費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(実費弁償)

第2条 次の各号に掲げる証人等に対し、費用弁償として、1日につき3,000円の日当及び岸和田市職員旅費条例（平成10年岸和田市条例第8号）の規定の例による旅費を支給する。ただし、組合から給料又は報酬を受ける者が職務の関係で証人等となった場合には、これを支給しない。

- (1) 法第100条第1項後段の規定により、議会の求めに応じ出頭した者
- (2) 法第115条の2第1項の規定により、公聴会に参加した者
- (3) 法第115条の2第2項の規定により、議会の求めに応じ出頭した参考人
- (4) 法第199条第8項の規定により、監査委員の求めに応じ出頭した者
- (5) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第8条第6項の規定により、公平委員会の喚問に応じて出頭した証人。ただし、当事者の申請により諮問した証人は除く。
- (6) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例（昭和42年条例第9号）で岸和田市の例とする議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年岸和田市条例第32号）第20条第2項の規定により出頭した者
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に行政上の必要により管理者その他の執行機関若しくはこれらの附属機関又は議決機関の求めに応じ出頭し、又は参加した者

2 前項の費用弁償は、その都度支給する。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年度 補正予算書

岸和田市貝塚市清掃施設組合

議案第 12 号

令和 2 年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計補正予算（第 1 号）

令和 2 年度岸和田市貝塚市清掃施設組合の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 87,362 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,812,482 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表地方債補正」による。

令和 2 年 11 月 5 日提出

岸和田市貝塚市清掃施設組合
管理者 永野 耕平

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金		2,601,550	△60,400	2,541,150
	1. 分担金	2,601,550	△60,400	2,541,150
5. 諸収入		264,058	87,362	351,420
	1. 雑入	264,058	87,362	351,420
6. 組合債		1,247,400	60,400	1,307,800
	1. 組合債	1,247,400	60,400	1,307,800
歳 入 合 計		4,725,120	87,362	4,812,482

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		3,794,803	0	3,794,803
	2. 施設費	3,576,069	0	3,576,069
5. 諸支出金		0	87,362	87,362
	1. 還付金	0	87,362	87,362
歳 出	合 計	4,725,120	87,362	4,812,482

第2表 地方債補正
(変更分)

起債の目的	補正前								補正後									
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				備考	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				備考		
				区分	償還期限	据置期間	償還方法					その他	区分	償還期限	据置期間		償還方法	その他
清掃施設整備事業	千円 954,400		%以内		年以内	年以内			令和2年3月26日提出議案第6号3月26日可決	千円 1,014,800		%以内						

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 分担金	2,601,550	△60,400	2,541,150
5. 諸収入	264,058	87,362	351,420
6. 組合債	1,247,400	60,400	1,307,800
歳入合計	4,725,120	87,362	4,812,482

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地方債	その他	
2. 総務費	3,794,803	0	3,794,803		60,400		△60,400
5. 諸支出金	0	87,362	87,362				87,362
歳 出 合 計	4,725,120	87,362	4,812,482		60,400		26,962

2 歳 入

(款) 1. 分担金

(項) 1. 分担金

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 組合市分担金	2,601,550	△60,400	2,541,150
計	2,601,550	△60,400	2,541,150

(款) 5. 諸収入

(項) 1. 雑入

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 雑入	264,058	87,362	351,420
計	264,058	87,362	351,420

(款) 6. 組合債

(項) 1. 組合債

目	補正前の額	補 正 額	計
1. 清掃施設整備事業債	1,242,400	60,400	1,302,800
計	1,247,400	60,400	1,307,800

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 組合市分担金	△60,400	岸和田市・貝塚市分担金 △60,400
		平成27年10月1日国勢調査 283,605人
		岸和田市 194,911人 (68.73%)
		貝塚市 88,694人 (31.27%)
		△60,400千円×2/10×1/2 = △6,040,000円 (A)
		△60,400千円×8/10×68.73/100 = △33,210,336円 (イ)
		△60,400千円×8/10×31.27/100 = △15,109,664円 (ロ)
		岸和田市分担金 (A+イ) = △39,250,336円 (64.984%)
		貝塚市分担金 (A+ロ) = △21,149,664円 (35.016%)

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 保険給付金等収入	87,362	建物総合損害共済災害共済金 87,362

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 清掃施設整備事業債	60,400	ごみ処理施設増設事業債 60,400

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 2. 施設費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
1. 施設管理費	3,576,069	0	3,576,069		60,400		△60,400
計	3,576,069	0	3,576,069		60,400		△60,400

(款) 5. 諸支出金

(項) 1. 還付金

1. 国庫支出金還付金	0	87,362	87,362				87,362
計	0	87,362	87,362				87,362

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金額	事 業 別 区 分	内 訳

(単位 千円)

22. 償還金利子及び割引料	87,362	00000029 廃棄物処理施設災害復旧事業費 補助金償還事 業 (環境技術課) 87,362	22 償還金利子及び割引料 87,362 償還金 87,362

地方債の前年度末における現在高及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区分	前年度末現在高			当該年度中増減見込額						当該年度末現在高見込額				
	補正前 の額	補正額	補正後 の額	当該年度中起債見込額			当該年度中元金償還見込額			補正前 の額	補正額	補正後 の額		
				補正前 の額	補正額	補正後 の額	補正前 の額	補正額	補正後 の額					
1 普通債														
(1)最終処分施設整備事業債	78,045	△ 500	77,545	4,500	0	4,500	7,623	0	7,623	74,922	△ 500	74,422		
(3)ごみ処理施設増設事業債	961,216	△ 13,399	947,817	174,000	60,400	234,400	42,198	0	42,198	1,093,018	47,001	1,140,019		
(5)ごみ処理施設基幹的設備改良事業債	25,500	△ 300	25,200	775,900	0	775,900	0	0	0	801,400	△ 300	801,100		
計	2,321,687	△ 14,199	2,307,488	1,242,400	60,400	1,302,800	895,642	0	895,642	2,668,445	46,201	2,714,646		
2 災害復旧債														
(1)廃棄物処理施設災害復旧事業債	559,500	△ 163,300	396,200	5,000	0	5,000	0	0	0	564,500	△ 163,300	401,200		
計	559,500	△ 163,300	396,200	5,000	0	5,000	0	0	0	564,500	△ 163,300	401,200		
合計	2,881,187	△ 177,499	2,703,688	1,247,400	60,400	1,307,800	895,642	0	895,642	3,232,945	△ 117,099	3,115,846		

令和2年第3回組合議会定例会議案

(議会議案関係)

議案番号	件名
議会議案第1号	管理者の専決処分事項に関する条例の一部改正について
議会議案第2号	岸和田市貝塚市清掃施設組合議会会議規則の一部改正について

岸和田市貝塚市清掃施設組合

議会議案第1号

管理者の専決処分事項に関する条例の一部改正
について

管理者の専決処分事項に関する条例(平成22年条例第1号)の
一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年11月5日提出

提出者 井 舎 英 生
宇 野 真 悟
牛 尾 治 朗
川 岸 貞 利

管理者の専決処分事項に関する条例の一部を改正する条例

管理者の専決処分事項に関する条例（平成 22 年条例第 1 号）の一部を次のように改める。

第 1 号中「法第 243 条の 2 第 8 項」を「法第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改める。

第 2 号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 法令の改正又は廃止に伴い、岸和田市貝塚市清掃施設組合の条例中の当該法令の題名、条項又は用語を引用する規定を整理するための関係規定を改正すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議会議案第2号

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会会議規則の
一部改正について

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会会議規則(昭和41年規則
第1号)の一部を次のとおり改正するものとする。

令和2年11月5日提出

提出者 井 舎 英 生
宇 野 真 悟
牛 尾 治 朗
川 岸 貞 利

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会会議規則の一部を改正する規則

岸和田市貝塚市清掃施設組合議会会議規則（昭和 41 年規則第 1 号）の一部を次のように改める。

目次を次のように改める。

目次

第 1 章 総則

- 第 1 条 （参集）
- 第 2 条 （欠席の届出）
- 第 3 条 （議席）
- 第 4 条 （会期）
- 第 5 条 （会期の延長）
- 第 6 条 （会期中の閉会）
- 第 7 条 （休会）
- 第 8 条 （議会の開閉）
- 第 9 条 （会議時間）
- 第 10 条 （会議の開閉）
- 第 11 条 （定足数に関する措置）
- 第 12 条 （出席催告）

第 2 章 議案及び動議

- 第 13 条 （議案の提出）
- 第 14 条 （一事不再議）
- 第 15 条 （動議成立に必要な賛成者の数）
- 第 16 条 （修正の動議）
- 第 17 条 （先決動議の表決順序）
- 第 18 条 （事件の撤回又は訂正及び動議の撤回）

第 3 章 議事日程

- 第 19 条 （日程の作成及び配布）
- 第 20 条 （日程の順序変更及び追加）
- 第 21 条 （議事日程のない会議の通知）
- 第 22 条 （延会の場合の議事日程）
- 第 23 条 （日程の終了及び延会）

第 4 章 選挙

- 第 24 条 (選挙の宣告)
- 第 25 条 (不在議員)
- 第 26 条 (議場の出入口閉鎖)
- 第 27 条 (投票用紙の配布及び投票箱の点検)
- 第 28 条 (投票)
- 第 29 条 (投票の終了)
- 第 30 条 (開票及び投票の効力)
- 第 31 条 (選挙結果の報告)
- 第 32 条 (選挙関係書類の保存)
- 第 33 条 (法律又は、これに基く政令によらない選挙の方法)

第 5 章 議事

- 第 34 条 (議題の宣告)
- 第 35 条 (一括議題)
- 第 36 条 (議案等の朗読)
- 第 37 条 (議案等の説明及び質疑)
- 第 38 条 (討論及び表決)
- 第 39 条 (議決事件の字句及び数字等の整理)
- 第 40 条 (議事の継続)

第 6 章 議事説明員

- 第 41 条 (議事説明員の出席)
- 第 42 条 (議事説明員の報告)

第 7 章 秘密会

- 第 43 条 (指定者以外の退場)
- 第 44 条 (秘密の保持)

第 8 章 発言

- 第 45 条 (発言の許可等)
- 第 46 条 (発言の通告及び順序)
- 第 47 条 (発言の通告をしない者の発言)
- 第 48 条 (討論の方法)
- 第 49 条 (議長の発言討論)
- 第 50 条 (発言内容の制限)
- 第 51 条 (質疑の回数)
- 第 52 条 (発言時間の制限)

- 第 53 条 (議事進行に関する発言)
- 第 54 条 (発言の継続)
- 第 55 条 (質疑若しくは討論の省略又は終結)
- 第 56 条 (選挙及び表決時の発言制限)
- 第 57 条 (一般質問)
- 第 58 条 (緊急質問等)
- 第 59 条 (質問への準用)
- 第 60 条 (発言の取消し又は訂正)
- 第 61 条 (答弁書の配布)

第 9 章 表決

- 第 62 条 (表決問題の宣告)
- 第 63 条 (不在議員)
- 第 64 条 (条件の禁止)
- 第 65 条 (起立による表決)
- 第 66 条 (投票による表決)
- 第 67 条 (投票の方法)
- 第 68 条 (選挙規定の準用)
- 第 69 条 (表決の訂正)
- 第 70 条 (簡易表決)
- 第 71 条 (表決の順序)

第 10 章 公聴会、参考人

- 第 72 条 (公聴会開催の手續)
- 第 73 条 (意見を述べようとする者の申出)
- 第 74 条 (公述人の決定)
- 第 75 条 (公述人の発言)
- 第 76 条 (議員と公述人の質疑)
- 第 77 条 (代理人又は文書による意見の陳述)
- 第 78 条 (参考人)

第 11 章 請願

- 第 79 条 (請願の記載事項)
- 第 80 条 (請願文書表の作成及び配布)
- 第 81 条 (請願の審査)
- 第 82 条 (請願の送付並びに処理の経過及び結果報告の請求等)

第 83 条 (請願の処理の経過及び結果報告)

第 84 条 (陳情書の処理)

第 12 章 辞職

第 85 条 (議長及び副議長の辞職)

第 86 条 (議員の辞職)

第 13 章 紀律

第 87 条 (品位の尊重)

第 88 条 (携帯品)

第 89 条 (議事妨害の禁止)

第 90 条 (離席)

第 91 条 (禁煙)

第 92 条 (新聞紙等の閲読禁止)

第 93 条 (資料等印刷物の配布許可)

第 94 条 (議長の秩序保持権)

第 14 章 懲罰

第 95 条 (懲罰動議の提出)

第 96 条 (懲罰動議の審査)

第 97 条 (侮辱を受けた場合の申出)

第 98 条 (議長職権による懲罰事犯の措置)

第 99 条 (代理弁明)

第 100 条 (戒告又は陳謝の方法)

第 101 条 (出席停止の期間)

第 102 条 (出席停止期間中に出席したときの措置)

第 103 条 (除名が成立しないときの措置)

第 104 条 (懲罰の宣告)

第 15 章 会議録

第 105 条 (会議録の記載事項)

第 106 条 (会議録に掲載しない事項)

第 107 条 (会議録署名議員)

第 16 章 議員の派遣

第 108 条 (議員の派遣)

第 17 章 補則

第 109 条 (会議規則の疑義に対する措置)

附則

本則（第 12 条、第 19 条、第 25 条、第 33 条及び第 48 条第 1 項を除く。）中「または」を「又は」に、「もしくは」を「若しくは」に、「行なう」を「行う」に、「および」を「及び」に、「配付」を「配布」に、「ならびに」を「並びに」に改める。

第 1 条中「その旨」を「、その旨」に改める。

第 2 条中「つけ」を「付け、」に改める。

第 6 条を削り、第 5 条を第 6 条とし、第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（議席）

第 3 条 議員の議席は、議長が定める。

2 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議にはかつて議席を変更することができる。

3 議席には、番号及び氏名の札を置く。

第 7 条を次のように改める。

（休会）

第 7 条 次の各号に掲げる日は、休会とする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日

(3) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会することができる。

3 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

4 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 114 条第 1 項の規定による請求があった場合のほか、議会の議決があったときは、議長は、休会の日でも会議を開かなければならない。

第 9 条第 2 項中「会議時間」を「、会議時間」に改め、同条第 3 項中「放送」を「口頭」に改める。

第 10 条第 2 項中「何人も議事」を「、何人も、議事」に改める。

第 11 条中「議長は」を「議長は、」に改める。

第 12 条中「または議員の住所に文書もしくは口頭で行なう」を「又は議員の住所に、文書又は口頭で行う」に改める。

第 13 条中「連署して、」を「連署し、その他のものについては 1 人以上の賛成者とともに連署して、」に改める。

第 16 条中「法第 115 条の 2」を「法第 115 条の 3」に、「発議者が連署して」を「発議者が連署し」に、「議長」を「、議長」に改める。

第 18 条第 2 項中「動議で」を「動議につき」に改める。

第 19 条の見出し中「および配付」を「及び配布」に改め、同条中「および」

を「及び」に、「配付するとともに管理者に通知する」を「配布する」に、「議長が」を「、議長が」に、「配付に」を「配布に」に改める。

第 20 条中「議長は、」を「議長が」に、「討論」を「、討論」に、「はかり」を「はかつて」に改める。

第 21 条第 1 項中「開議」を「、開議」に、「だけ」を「のみ」に改め、同条第 2 項中「その開議」を「、その開議」に、「定め、議員に配付するとともに管理者に通知する。ただしやむを得ないときは、議長がこれを報告して配付にかえることができる」を「定めなければならない」に改める。

第 22 条第 1 項中「さらに」を「、更に」に改め、同条第 2 項を削る。

第 23 条第 1 項中「散会」を「、散会」に改め、同条第 2 項中「討論」を「、討論」に、「はかり」を「はかつて」に改める。

第 24 条中「その旨」を「、その旨」に改める。

第 25 条中「行なう宣告の際」を「行う際に」、「選挙」を「、選挙」に改める。

第 26 条中「第 24 条 (選挙の宣告)」を「、第 24 条 (選挙の宣告)」に改める。

第 27 条中「職員を」を「、職員を」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 議長は、職員をして投票箱を改めさせなければならない。

第 28 条中「職員」を「、職員」に、「投票」を「、投票」に改める。

第 29 条中「投票漏れ」を「、投票漏れ」に改める。

第 30 条第 2 項中「議員」を「、議員」に改める。

第 33 条の見出し中「または、」を「又は」に改め、同条中「行なう」を「行う」に、「または、」を「又は」に改める。

第 34 条を削る。

第 35 条中「その旨」を「、その旨」に改め、同条を第 34 条とし、第 36 条から第 39 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 40 条中「議決の結果生じた」を「議決の結果、」に「整理を」を「整理を必要とするときは、これを」に改め、同条を第 39 条とする。

第 41 条中「再び、」を「、再び」に改め、同条を第 40 条とする。

第 103 条中「決める」を「決定する」に、「異議が」を「議員から異議が」に改め、同条を第 109 条とする。

第 16 章を第 17 章とする。

第 102 条を第 108 条とする。

第 15 章を第 16 章とする。

第 101 条の見出し中「署名者」を「署名議員」に改め、同条を第 107 条とする。

第 100 条を削る。

第 99 条中「前条」を「配布用」に、「取消を」を「取消しを」に、「第 100 条 (発言の取消または訂正)」を「第 60 条 (発言の取消し又は訂正)」に、「取消した」を「取り消した」に改め、同条を第 106 条とする。

第 98 条第 1 項第 4 号中「事務職員」を「事務局職員」に改め、第 2 項を削り、同条を第 105 条とする。

第 14 章を第 15 章とする。

第 97 条を第 104 条とする。

第 96 条中「えられ」を「得られ」に改め、同条を第 103 条とする。

第 95 条の見出し中「期間中、」を「期間中に」に改め、同条を第 102 条とする。

第 94 条を第 101 条とする。

第 93 条の見出し中「案文」を「方法」に改め、同条中「定める案文」を「決めた戒告文又は陳謝文」に改め、同条を第 100 条とする。

第 92 条中「かわって」を「代わって」に改め、同条を第 99 条とする。

第 91 条中「基く」を「基づく」に、「第 89 条」を「第 96 条（懲罰動議の審査）」に改め、同条を第 98 条とする。

第 90 条第 1 項中「申出で」を「申し出」に改め、同条を第 97 条とする。

第 89 条中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条を第 96 条とする。

第 88 条第 2 項中「第 77 条第 2 項（秘密の保持）」を「第 44 条（秘密の保持）第 2 項の規定」に改め、同条を第 95 条とする。

第 13 章を第 14 章とする。

第 87 条中「議長が必要」を「議長は、必要がある」に、「決める」を「定める」に改め、同条を第 94 条とする。

第 86 条を削る。

第 85 条の見出し中「新聞等」を「新聞紙等」に改め、同条中「参考」を「参考」に改め、同条を第 92 条とし、同条の次に次の 1 条を加える。

（資料等印刷物の配布許可）

第 93 条 議場において、資料、新聞紙、文書等の印刷物を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

第 84 条を第 91 条とし、第 83 条を第 90 条とする。

第 82 条中「会議中」を「、会議中」と改め、同条を第 89 条とする。

第 81 条中「、議長」を「議長」に改め、同条を第 88 条とする。

第 80 条を第 87 条とする。

第 12 章を第 13 章とする。

第 79 条を第 86 条とする。

第 78 条第 2 項中「はかり、」を「はかつて」に、「決める」を「決定する」に改め、同条を第 85 条とする。

第 11 章を第 12 章とする。

第 10 章を削る。

第 75 条中「ことができる」を「ものとする」に改め、同条を第 84 条とする。

第 74 条中「状況」を「の経過及び結果」に、「要求」を「請求」に改め、同条

を第 83 条とする。

第 73 条の見出し中「要求」を「請求」に改め、同条中「要求しておかなければならない」を「請求することにしたものについてはこれを請求しなければならない」に改め、同条を第 82 条とする。

第 72 条の見出し中「取扱い」を「審査」に改め、同条中「付し、請願要旨の説明を必要とするときは、紹介議員にその説明をさせるものとする」を「付す」に改め、同条に次の 1 項を加え、同条を第 81 条とする。

2 議長は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

第 71 条の見出しを「(請願文書表の作成及び配布)」に改め、同条第 3 項中「ほか何人と」を「請願者某ほか何人と記載し」に、「ものは、ほか何件と」を「ものは請願者某ほか何人と記載するほかその件数を」に改め、同条を第 80 条とする。

第 70 条第 1 項中「用い」を「用いて」に、「要旨」を「趣旨」に、「押印」を「請願者が押印を」に改め、同条第 2 項中「表紙に、署名、押印」を「表紙に署名又は記名押印を」に改め、同条に次の 1 項を加え、同条を第 79 条とする。

4 請願者が請願書(会議の議題となったものを除く。)を撤回しようとするときは、議長の承認を得なければならない。

第 9 章を第 11 章とする。

第 8 章を削る。

第 67 条第 1 項中「討論」を「、討論」に改め、同条を第 71 条とする。

第 66 条第 2 項中「可否」を「可決」に、「対し、」を「対して」に、「起立」を「、起立」に改め、同条を第 70 条とする。

第 65 条を第 69 条とする。

第 64 条中「第 31 条第 1 項(選挙結果の報告)」を「第 31 条(選挙結果の報告)第 1 項」に改め、同条を第 68 条とする。

第 63 条中「賛成、」を「賛成と、問題を」に改め、ただし書きを削り、同条に次の 1 項を加え、同条を第 67 条とする。

2 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

第 62 条第 2 項中「同時に」の次に「前項の」を加え、同条を第 66 条とする。

第 61 条第 1 項中「議長は、」を「議長が」に改め、同条第 2 項中「対し、」を「対して」に、「記名」を「、記名」に改め、同条を第 65 条とする。

第 60 条中「つける」を「附ける」に改め、同条を第 64 条とする。

第 59 条中「表決宣告の際」を「表決の際」に改め、同条を第 63 条とする。

第 58 条中「会議に宣告する」を「宣告する」に改め、同条を第 62 条とする。

第 7 章を第 9 章とし、同章の次に次の 1 章を加える。

第 10 章 公聴会、参考人

(公聴会開催の手續)

第 72 条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第 73 条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第 74 条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第 75 条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第 76 条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第 77 条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第 78 条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第 73 条(意見を述べようとする者の申出)、第 74 条(公述人の決定)及び第 75 条(公述人の発言)の規定を準用する。

第 57 条中「その写」を「、その写」に、「朗読を以って」を「、朗読をもって」に改め、同条を第 61 条とする。

第 56 条第 1 項中「、その他」を「その他」に改め、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に、「直ちに」を「、直ちに」に改め、同項を第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の同意については、議長は、討論を用いなくて議会にはからなければならない。

第 56 条を第 58 条とし、同条の次に次の 2 条を加える。

(質問への準用)

第59条 第55条（質疑若しくは討論の省略又は終結）第1項、第2項及び第5項（質疑又は討論の省略に係る部分を除く。）の規定は、質問について準用する。

（発言の取消し又は訂正）

第60条 発言した者は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言を取り消し又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第55条第3項を削り、同条を第57条とする。

第54条を第56条とする。

第53条の見出し中「質疑、討論」を「質疑若しくは討論」に改め、同条第1項中「その終結」を「、その終結」に改め、同条を第55条とする。

第52条中「さらに」を「更に」に改め、同条を第54条とする。

第51条第1項中「、直ちに」を「直ちに」に改め、同条第2項中「議事進行の」を「議事進行に関する」に、「直ちに」を「、直ちに」に改め、同条を第53条とする。

第50条第1項中「必要」を「、必要」に改め、同条を第52条とする。

第49条中「同一議員」を「、同一議員」に改め、同条を第51条とする。

第48条第1項中「すべて」を「、すべて」に「、または」を「又は」に改め、同条第2項中「注意」を「、注意」に改め、同条第3項中「当っては」を「当たっては」に改め、同条を第50条とする。

第47条中「つき」を「着き」に改め、同条を第49条とする。

第46条中「最初」を「、最初」に改め、同条を第48条とする。

第45条を削る。

第44条に次の2項を加え、同条を第47条とする。

2 発言の通告をしない者が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

3 2人以上が発言を求めたときは、議長が、発言の順を決める。

第43条第1項中「提出することができる」を「提出しなければならない。ただし、議事進行、一身上の弁明等については、この限りではない」に改め、同条第4項中「通告した者が欠席し」を「発言の通告をした者が欠席したとき」に改め、「当っても発言しないとき」を「当たっても発言しないとき、」に改め、「通告は」を「その通告は」に改め、同条を第46条とする。

第42条の見出し中「場所」を「許可等」に改め、同条第1項中「すべて」を「、すべて」に、「登壇してしなければならない。ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる」を「行わなければならない」に改め、同条第2項を削り、同条を第45条とする。

第6章を第8章とし、第5章の次に次の2章を加える。

第6章 議事説明員

(議事説明員の出席)

第41条 管理者、その他の法第121条第1項に規定する者(以下「議事説明員」という。)は、議場に出席し、説明又は答弁のため発言を求めることができる。

(議事説明員の報告)

第42条 管理者は、毎会期の始めに、議事説明員の職、氏名を議長に報告しなければならない。

2 会期中、議事説明員に異動を生じたときは、直ちに議長に報告しなければならない。

第7章 秘密会

(指定者以外の退場)

第43条 秘密会を開く議決があったときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第44条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

